

募集

町営住宅の入居者を募集します

●問い合わせ 役場都市計画課 住宅係 ☎096(293)8802

- 募集
 - 鍛冶の上団地 1戸(平成3年度建築) 4K
 - 町民グラウンド団地 1戸(令和元年度建築) 3LDK
 - 平川天神団地 1戸(昭和61年度建築) 3LDK
 - 矢護川団地 2戸(平成6年度建築) 4K
- 申込資格
 - ・町に住所または勤務先がある
 - ・単身世帯ではない
 - ・住宅に困窮している
 - ・持ち家がない
 - ・税金などの未納がない
 - ・所得基準(入居希望者全員の合計所得で算出したもの)が月額158,000円以下など
- 申込期間
 - ※既に公営住宅に入居している人は申し込みできません。
 - 10月20日(月)～24日(金)まで
- その他
 - ・あけぼの団地も随時募集しています。単身入居も可能ですが条件などがあります。
 - ・さまざまな要件がありますので、申込希望者は、詳しい内容や必要書類について事前に住宅係へご相談ください。



スマホ

大津で「走る！スマホ教室」10月のスケジュール

●問い合わせ 役場総務課 行革・デジタル推進係 ☎096(293)3111

講座名	内容
①スマホを触ってみよう	基本操作・地図・カメラ
②iPhone(入門編)	画面の見方・電話・文字入力・メール
③Android(入門編)	
④iPhone(基礎編)	地図を使った基本操作・ルート検索 カメラ撮影・動画の撮影・二次元コード読み取り
⑤Android(基礎編)	
⑥iPhone(応用編)	インターネット・音声操作・アプリ追加
⑦Android(応用編)	
⑧スマホのセキュリティ	よくある不安・詐欺の手口・安全な使い方
⑨LINEでコミュニケーション	LINEの使い方・大津町公式LINEアカウントの登録方法
⑩アプリでネットショッピング	商品の探し方・注文や支払い方法
⑪スマホ決済	スマホ決済とは・不安要素と対処法・アプリ登録
⑫始めよう！災害の備え	防災対策・情報収集・おすすめの防災アプリ
⑬e-Taxの利用方法	確定申告や各種手続きを行うことができる「e-Tax」の利用方法
⑭初めての生成AI～新しい検索体験～	貸し出し用スマホを使って、生成AIの基礎から日常での使い方まで、分かりやすく学べる。

- 対象 町在住または町在勤の人
- 費用 無料
- 定員 各回3人(先着順)
- 申込方法 開催日の3日前までに予約してください。

予約はこちらから！
0800(111)9442
 受付時間 午前9時～午後5時
 ※土日祝日も受け付けできます。

新しい講座「初めての生成AI」が追加されました。また、個別相談時にマイナポータルの操作や相談も受けることができるようになりました。ぜひご利用ください。



期日	場所	11:00～12:00	12:30～13:30	14:30～15:30	16:00～16:45
10月	7日(火) おおづ図書館 北側駐車場	⑫始めよう！災害の備え	⑪スマホ決済	⑧スマホのセキュリティ	個別相談(要予約) スマホのことなら何でもご相談ください！
	14日(火) イオン大津店 北側広場	⑩アプリでネットショッピング	⑨LINEでコミュニケーション	⑭初めての生成AI	
	21日(火) 大津町役場 庁舎前広場	⑭初めての生成AI	⑤Android(基礎編)	⑦Android(応用編)	
	28日(火) イオン大津店 北側広場	⑭初めての生成AI	③Android(入門編)	⑦Android(応用編)	
11月	4日(火) おおづ図書館 北側駐車場	①スマホを触ってみよう	⑧スマホのセキュリティ	⑭初めての生成AI	

合同相談

10月23日は一日合同相談を開催

●問い合わせ 役場住民課 ☎096(293)3112

日時	場所	相談名	相談内容	相談員
10月23日(木) 午前10時～午後4時	オークスプラザ 研修室ほか	法律相談(要予約)	問題に対して法律ではどうなのか知りたい、弁護士に一度話だけ聞いてみたいなどの相談	藤本猪智郎 弁護士
		行政相談	暮らしの中で生まれる行政に対する苦情や悩み、福祉・医療保険・道路・登記などの相談	行政相談委員
		人権相談	人権侵害にあったときどこに相談すれば分からないとき、またその他人権に関する相談	人権擁護委員
		心配ごと相談	日常生活の悩みや困りごとなどの相談	心配ごと相談委員
		消費生活相談	訪問販売で買いたくないものを買わされてしまった、クーリングオフのやり方は？覚えのない請求が来たなどの相談	消費生活相談委員

町では、生活に関わるいろいろな悩みに対し、正確な情報提供と適切な助言ができるよう各種相談業務を行っています。10月23日は合同相談を開催し、相談事業を同時に行います。相談はすべて無料ですが、法律相談のみ事前予約が必要です。どんな相談を受けて良いか分からない人もこの機会に相談してみませんか。

歯周病

歯周病検診を受けましょう！

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(町子育て・健診センター) ☎096(294)1075

- 対象者
 - 令和7年度に満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳になる人(個別通知が届いています)
 - ※受診当日に住民票が町にある人が対象です。
- 受診期限 10月31日(金)
- 自己負担額 1,000円
- 検診内容
 - 口腔の健康チェック、歯肉(歯ぐき)の検査、ブラッシング相談、結果説明など
- 持参物
 - 歯周病検診票(個別通知に同封)
 - ※治療が必要な場合は保険証が必要となる場合があります。
- 指定医療機関
 - 個別通知または町ホームページに記載しています。



浄化槽

浄化槽を設置している人は法定検査を受けましょう

●問い合わせ 役場下水道課 管理係 ☎096(293)5679 (公社)熊本県浄化槽協会 ☎096(284)3355

検査名	対象	回数
7条検査(浄化槽設置後の水質検査)	新たに浄化槽を設置した人	浄化槽使用開始後3～8カ月以内に1回
11条検査(定期検査)	浄化槽を設置している人	毎年1回

詳しくは、役場下水道課または(公社)熊本県浄化槽協会までお尋ねください。

浄化槽の設置(管理)者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。
 ①保守点検 ②清掃 ③法定検査
 保守点検は機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給を、清掃は浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄を行うものです。
 また、浄化槽の法定検査は、トイレの汚水や生活排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのものです。
 法定検査は、県が指定した検査機関(公社)熊本県浄化槽協会が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。